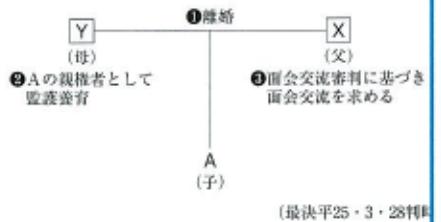


【70】面会交流の間接強制を認める要件を示した事例

離婚後、面会交流審判に基づき、母に対して子との面会交流が、拒絶された父が間接強制を求めた場合において、面会交流各回の面会交流時間の長さ、子の引渡し方法が特定されている。間接強制が認められた事例



事実経過

- Y (母) は、X (父) と離婚し、A (子) の親権者となりました。
- Y に対して、X が面会交流要領（以下「本件要領」といいます）と面会交流することを許さなければならないとする「本件審判」というのが確定しました。本件要領では、⑦面回とし、毎月第2土曜の午前10時から午後4時まで行い、自宅以外の場所とし、A の福祉を考慮してX が定める。⑧として、場所はY の自宅以外の場所とし、当事者間で

これを本件についてみると、本件要領は、面会交流の日、面会交流時間の長さ及び引渡しの方法の定めにより給付の特徴はないといえるから、本件審判に基づき間接強制決定できる。

解説

1 面会交流と間接強制

学説では、面会交流の強制執行について、否定的な見解が、肯定的な見解が通説的見解とされています。後者の見解の調停条項又は審判の主文が執行力ある債務名義と同一の（旧家審15・21①但書、家手75・268）ことから強制執行が可制執行の方法としては、その性質上、間接強制によるべきです。判例においては、面会交流の強制執行について下級審的な判断を下す中で、最高裁判所による直接の判断がありました。本決定は、最高裁判所が面会交流の間接強制についてを明らかにしたものといえます。

2 間接強制の要件と債務名義性

面会交流の間接強制が認められるためには、調停条項又は債務名義にならなければなりません。債務名義は、確認決ではなく、給付判決でなければならないため、調停条項を含ませるなど給付意思を明確にした文言が用いられず、「面める」という確認条項に用いる文言が用いられた場合、その債務名義性がなく、間接強制の申立てが認められないとする判決（高松高決平14・6・25家月55・4・66）。しかし、最近の判決は、調停条項等に面会交流を「認める」との文言が用いられた

は、間接強制を認め、Y が執行抗告を申し立てたが、札幌高等裁判所は、執行抗告を棄却したため、Y は最高裁判所に許可抗告を申し立てた。

争点

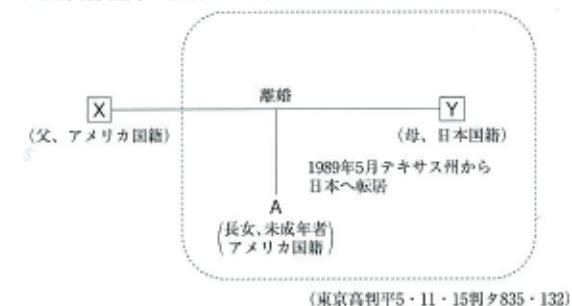
- 面会交流の間接強制は認められるか
- 面会交流の間接強制が認められるのは、どのような場合か

裁判所の判断

給付を命ずる審判は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する（旧家審15）。監護親に対し、非監護親が子と面会交流をすることを許さなければならないと命ずる審判は、少なくとも、監護親が、引渡し場所において非監護親に子を引き渡し、非監護親と子との面会交流の間、これを妨害しないなどの給付を内容とするものが一般であり、そのような給付については、性質上、間接強制をすることができないものではない。

【88】外国判決が公序良俗に反するとして執行を認めなかった事例

アメリカ合衆国テキサス州の裁判所の判決中、子の引渡しなどの給付を命ずる部分を執行することは子の福祉に反する結果をもたらし、民事訴訟法200条3号（現行民事訴訟法118条3号）の公序良俗の要件を欠くとして、執行判決請求を認容した原判決を取り消した事例



事実経過

- アメリカ国籍を有するX (父) と日本国籍を有するY (母) は、1982年7月3日、アメリカ合衆国テキサス州の法令に従い婚姻して、同州に居住し、同年9月16日、長女A をもうけた。
- しかし、X とY は、1984年5月11日、同州ベクサー郡の裁判所（以下「本件外国裁判所」といいます。）の離婚判決（以下「本件離婚判決」といいます。）によって離婚した。本件離婚判決では、Y をA の単独支配保護者（Sole Managing Conservator）すなわち保護親（Custodial Parent）、X を本件離婚判決において定める夏休み等の一定期間中だけA をその保護下に置くことができる一時占有保護者（Possessory

裁判所の判断

本件外国判決は、本件離婚判決等において定められたA の監護権及び扶養料の支払等に関する事項等を修正変更することを主たる内容とする

事例でみる

親権・監護権をめぐる
判断基準

編著 富永 忠祐（弁護士）

離婚の増加、少子化に伴い激化する
親権・監護権をめぐる紛争を
解決するために！



- 親権・監護権に関する判例、審判例を図を用いて紹介し、斟酌事由や判断基準を掲示した上で、わかりやすく解説しています。
- 親権者・監護権者の指定・変更、親権の制限や子の引渡し、面会交流や子の保護など、親権・監護権に関する判例・審判例を幅広く取り上げています。
- ハーグ条約の国内法が整備されたことにより、今後増加が予想される涉外事例についても数多く取り扱っています。

A5判・総頁460頁
本体価格 4,900円+税
送料実費

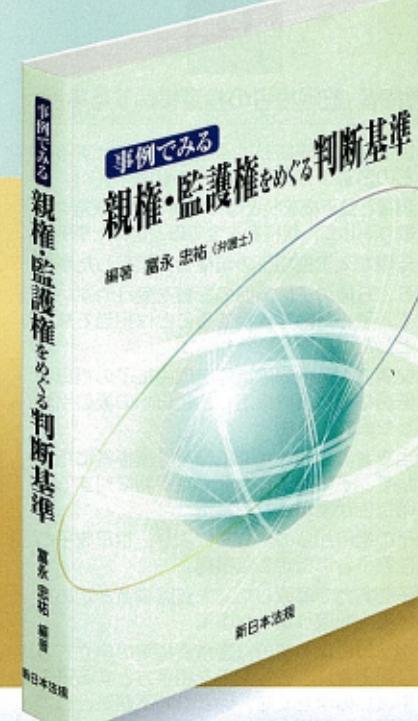
電子書籍版も発売!!

webショップからお申し込みいただけます。
新日本法規 Web で検索

本

電子書籍版

〔電子書籍版〕
本体価格 4,000円+税



0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

おかげさまで70年
新日本法規出版



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章

概説

- 第1 親権の意義
- 第2 親権者と子
- 第3 親権者の指定
- 第4 親権者の変更
- 第5 親権の喪失等
- 第6 監護権者指定の必要性
- 第7 監護権者の権限の範囲

第2章

親権者・監護権者の指定に関する事例

- 協議離婚の際に親権者を父とするとの合意の存在を否定した事例
- 親権と監護権を父と母に分属させた原審判を取り消して、親権者を全て母と定めた事例
- 母親を人工授精子の親権者に指定した事例
- 5、6歳の子は周囲の影響を受けやすいので、子の意向を重視することは相当ないとした事例
- 父親による性的虐待等を理由に子の祖母を監護権者に仮に指定し、祖母への仮の引渡しを命じた事例
- 当事者の審問をせずに母を監護権者に指定して、子の引渡しを命じた審判に対する即時抗告が棄却された事例
- 子の祖母からの申立てにより、祖母を子の監護権者に指定した事例
- 子を実力で奪取した父を監護権者と定めた原審判を取り消した事例
- 祖父母による子の監護権者指定の申立て及び親権者による祖父母を相手方とする子の引渡しの申立てを、いずれも不適法として却下した事例
- 協議離婚は追認により有効であるが、親権者指定の協議は無効であるとした事例

第3章

親権者・監護権者の変更に関する事例

- 単独親権者が死亡した後に、生存親から申し立てられた親権者変更の申立てが認められた事例
- 単独親権者が禁治産宣告を受けたことを理由として他方の親への親権者変更が認められた事例

第5章

親権・監護権の行使に関する事例

- 調停成立後、短期間に申し立てられた親権者変更の申立てについて、未成年者の福祉のために変更すべき特段の事情が必要であるとして事件を原審に差し戻した事例
- 単独親権者が死亡し、後見が開始した後に、生存親から申し立てられた親権者変更が認められなかった事例
- 離婚の成立の約3週間後に母から申し立てられた親権者変更が却下された事例
- 単独親権者死亡後に、生存親から申し立てられた親権者変更の申立てが却下された事例
- 事実婚の父母間に生まれた非嫡出子の氏を父の氏に変更することを許可した事例
- 生命の危機にある子に必要な治療行為を行うことに同意しない親権者の職務の執行を停止し、職務代行者を選任した事例
- 離婚裁判による親権者の指定に従わず、子を監護していた父への親権者変更が認められた事例
- 母からの親権者変更の申立てに対し、その金銭管理能力に不安があるとして監護権者の変更のみが認められた事例
- 未成年者らを外国に連れ出した母から父への親権者変更が認められた事例
- 母から申し立てられた親権者変更の申立てが却下された事例
- 単独親権者が死亡し、後見が開始した後、生存親からの親権者変更の申立てが認められた事例
- 非嫡出子の父の氏への変更を許可した事例

第6章

子の引渡しに関する事例

- 共同親権者間における幼児の人身保護請求において、拘束の違法性が顕著であるかについての判断基準(明白性の要件)を示した事例
- 共同親権者間で乳児の引渡しを求める人身保護請求において明白性の要件が必要であるとした事例
- 共同親権者間における幼児の人身保護請求について、明白性の要件を充足しないとした事例
- 監護権者の非監護権者に対する人身保護法に基づく幼児の引渡し請求に拘束の顕著な違法性を認めた事例
- 調停中の合意により幼児と面会した夫婦の一方が幼児を連れ去った場合、その拘束に顕著な違法性があるとした事例
- 審判で監護権者に指定された母から子を監護養育してきた親権者父に対する子の引渡し仮処分申立てにおいて保全の必要性がないとされた事例
- 親権喪失宣告の申立てがあった場合における、親権者の職務執行停止の保全処分を命じる審判に対する即時抗告を棄却し、職務代行者選任の保全処分に対する即時抗告を却下した事例
- 一時保護中の子の親権者につき、職務執行停止及び職務代行者選任が認められた事例
- 児童相談所長の申立てにより、日常的に虐待をしている親権者の親権の喪失を宣告した事例
- 親権者が必要な治療行為に同意しないため、親権者の職務の執行を停止し、医師をその職務代行者に選任した事例
- 親権者の行動が社会的相当性を逸脱しているとして、親権の喪失が認められた事例
- 子の監護権を侵害された母(妻)から父(夫)に対する子の監護者指定及び子の引渡しが認容された事例
- 親権を有する一方の監護権を有しない他方に対する人身保護法に基づく子の引渡し請求が棄却された事例

第7章

面会交流に関する事例

- 婚姻関係が破綻し別居状態にある父に対して子との面会交流が認められた事例
- 非監護親が監護親の監護養育に干渉する場合において、面会交流の取決めの変更が認められた事例
- 非監護親にルール違反がある場合において面会交流が全面的に禁止された事例
- 監護親の再婚相手と子が養子縁組をした場合において直接の面会交流を禁止し、監護親に対し子の写真及び通知票の写しの送付を命じた事例
- 施設入所の承認申立事件の審判が効力を生ずるに至るまで、親権者らと子との面会及び通信が制限された事例
- 退去強制のおそれのある外国籍の父に対して面会交流が認められた事例
- 実兄に対する両親の虐待を目撃した児童に対して児童福祉法28条1項1号に基づく承認をした事例
- 面会交流を命じた決定に基づく間接強制の申立てが認容された事例
- 面会交流の間接強制を認める要件を示した事例

第8章

養育費に関する事例

- 一括払で養育費を受領した後、私立高校への通学等を理由とした追加の養育費の請求が認められなかった事例
- 請求者側の住宅ローンの支払といった事情を考慮せず、相手方の養育費の負担義務を認めなかつた事例
- 養育費不払による強制執行を免れる目的で退職した申立人からの養育費免除の申立てが却下された事例
- 大学進学を理由に養育費支給の延長を求めたところ、成人に達する日に属する月までの養育費の一部の支払が認められた事例
- 別居中の夫婦間の子の引渡しを命じた審判に基づく間接強制の申立てが認められた事例
- 別居中の夫婦間の子の引渡しを命じた審判に基づく間接強制の申立てが却下された事例
- 子の引渡しの審判に従わなかったことを理由とする慰謝料請求を認めた事例
- 審判前の保全処分に基づく子の引渡しの強制執行が不能に終わった事案において、子の引渡しを命じた本審の審判を相当と認めた事例
- 夫婦間の子の引渡しをめぐる争いに関し、審判前の保全処分として子の引渡しを命じた審判が抗告審で取り消された事例

第9章

子の保護に関する事例

- 福祉施設入所の承認申立事件を本審とする審判前の保全処分の申立てを認めた事例
- 児童福祉法28条の福祉施設入所の承認申立事件において、入所すべき施設の包括的承認を認めなかつた事例
- 母の疾病に起因して児童が家に閉じこもった生活を送っている場合に児童福祉施設への入所を承認した事例
- 母が虐待の疑われる父と離婚した場合に乳児院への入所措置の承認申立てを却下した事例
- 親権者を父と法定するイラン・イスラム法の適用が公序に反するとした事例
- 国外裁判所の確定判決により子の単独監護権者に指定された者からの人身保護請求事件において、審問手続を経た上で判決により判断を示すべきであるとした事例

- 異父姉が親権者から性的虐待を受けた児童について児童福祉施設入所を承認した事例
- 子の入院先の病院が行った通告及び児童相談所長による一時保護決定が違法ではないと判断された事例

第10章

親権・監護権に関する涉外事例

- 親権者指定の準拠法には協議ないし調停離婚制度がないことから、調停に代わる審判をした事例
- 外国裁判が公序良俗に反するとして執行を認めなかつた事例
- フランス人の父から日本に住む子との面会交流を求める申立てについて、フランスの裁判所が定めた面会交流の方法を承認しなかつた事例
- 協議離婚を有効としたが、これに伴う親権者指定は無効とした事例
- 我が国の家庭裁判所の審判をもって韓国の家庭法院の決定に代えることができるとした事例
- イギリス人の父からの面会交流申立てを却下した原審判を取り消した事例
- 離婚事件においてアメリカ人である原告の住所地である我が国に国際裁判管轄権を認めた事例
- 子の常居所地法を適用して父に対して養育費の支払を命じた事例
- フィリピン人の妻と日本人の夫の協議離婚に当たり、妻を親権者に指定した事例
- 日本に帰国した母からアメリカ合衆国に居住する父に対する監護権者変更申立事件につき、我が国の国際裁判管轄権を否定した事例
- アメリカ人の父と日本人の母の離婚後に、子を日本に連れて帰った母を親権者に指定した事例
- 親権者を父と法定するイラン・イスラム法の適用が公序に反するとした事例
- 国外裁判所の確定判決により子の単独監護権者に指定された者からの人身保護請求事件において、審問手続を経た上で判決により判断を示すべきであるとした事例

判例年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目26番11号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2017.10) 508961



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。